「幹部学校」基調講演

インボイス導入はどうなっているか、消費税はとてつもない悪税、廃止すれば日本経済は回復する

元静岡大学教授・湖東京至 税理士

10月実施はどだい無理 無登録続出で税務行政大混乱

6月26日に、けんせつプラザ東京で開かれた第48回幹部学校。各支部会場をオンラインでつなぎながら、本部役員、支部常任執行委員などの組合幹部を中心に470人を超える参加がありました。午前中に、元静岡大学教授で税理士の湖東京至さんが「インボイス導入はどうなっているか、消費税はとてつもない悪税、廃止すれば日本経済は回復する」として、基調講演を行ないました。その内容の一部を報告します。（文責・見出し共に編集部）

湖東京至さん

インボイス番号登録申請件数は4月末で334万です。登録が必要な事業者数は、消費税の課税事業者が317万（うち274万が申請済み）、免税事業者が約1580万（うち60万が申請済み）、合計1897万です。その割合は17・6％。免税事業者の登録割合は3・79％です。文書で登録申請書提出した場合、番号が通知されるまで3カ月かかるといわれています。

政府は3月までだった申請期限を9月末まで延長しました。親会社や税務署、税理士を使って登録申請をあおっているにもかかわらず、なぜ免税事業者の登録が進まないのでしょうか。理由はインボイス制度が複雑で難しく、登録申請しなければならない意味がわからないからです。

10月実施はどう考えても無理です。実施したら無登録者、無申告者、滞納者が続出し、税務行政は大混乱です。与党の中にもインボイス実施を延期せよという声があり、実施されても廃止運動を強めれば、政府・財務省は自滅する可能性もあります。

財務大臣の失言 根深さ無自覚

免税事業者は、消費税を預かっていながらその税金を納めていない、これは不公平で、これを正すためにインボイス制度が必要なのだと言う人がいます。国会議員、評論家でもこういうことを言う人がいました。政府は国会答弁で、正式には、消費税が8％と10％の複数税率になったためにインボイスが必要なのだと言っています。それでは、複数税率じゃなくなったらいらないのですねって質問したら、財務大臣はうっかり「その通りです」と答えたんですね。

10％の単一税率でやっている韓国や25％の単一税率のデンマークにもインボイス制度はあり、インボイス制度をやっている国では複数税率とは基本的に関係がないのです。ただ、フランスのように4と5段階もあると、それは、その4つの税率を誰も認識できないから、売っている方の人が「うちの税率はこれとこれですよ」ということを請求書に書かせようとスタートしたのです。財務大臣が公式に「5％の単一税率になったらインボイスはいらない」と言ったことは大変な失言だと思いますが、何もわかってないからこういうことになるのです。インボイス制度っていうのはそんな単純なものではなく、もっと根深いのです。

日本の消費税は直接税 「益税」発生の余地なし

消費税というものについて、復習をしておきましょう。消費税は法人税や所得税と同じように、赤字でも取れる直接税、事業税として、1950年にシャウプ勧告というのがあって、アメリカのシャウプ博士が付加価値税という名前をつけて日本で導入しようとした税金です。シャウプさんは、地方税は赤字でも払ってもらいたいと考えました。なぜか。例えば、地方には道路がある。その道路は税金を納めない人でも歩くので利益を受けているじゃないかと。その利益に対して税金を払うとは当たり前だと言うのです。この応益負担原則を提唱して、赤字だと一銭も払わなくていい事業税を変えたい、赤字でもとれる税金として付加価値税を提案したのです。

日本の国会は、シャウプさんに言われたことは、通さなきゃならないと1950年に国会で成立させたのです。世界に初めて付加価値税という法律を作ったのは日本です。しかし、実施できなかった。「赤字でも払う税金なんてとんでもない」と国民の猛烈な反対を受け、1954年に廃案となりました。

その1954年、日本では廃案になった付加価値税を、フランスがなんと同じ年に付加価値税として導入したのです。元々シャウプが考えた付加価値税は直接税の仕組みなのですが、フランスは直接税ではなく、付加価値税は間接税として法律にしました。そこで、いかにも間接税らしく見せるためにどうしたらいいかと考え、フランスの古い間接税で使われていたインボイス方式を税額控除のために採用したのです。つまりフランスは、本来は直接税の付加価値税を間接税らしく見せるためにインボイス制度を採用したというのが本当のところなんです。だから、インボイスは複数税率だから導入するといった単純なものではないのです。

オンラインで支部会場をつなぐ

ハワイでアロハは間接税 店が手を付けず州へ

消費者が預ける間接税で代表的なものはアメリカの小売売上税です。ハワイでアロハシャツを買うと4・5％が、値段の他に取られます。これは消費者が税金として払い、それを預かったお店は手を付けずにそのまま州の税当局に収めます。預かった分だけ納める。これが綺麗な間接税、売上税というのはそういうものです。日本の消費税はそれとは全く違う税金だということがお分かりいただけると思います。

日本の国税通則法の中に間接税として、タバコ税とか、石油、お酒の税金が列記してありますが、消費税はそこに書いてあるかというと、書いてないのです。財務省自身が入れてないのです。

外国から帰ってくると消費税が10％取られることは書いてあるのですが、その部分だけで、国内取引については書いてありません。つまり、国内取引の消費税は間接税ではないということになっているわけです。

この税金が間接税ならば価格へ転嫁するっていうことを書かなきゃならないのに、それが書けない。直接税ですから書けないのです。事業者が預かるという規定もなければ、消費者が預けるという規定もない。だから、事業者は付加価値税の部分を価格に転嫁しても転嫁しなくても罰則はない。今の日本の消費税も、ヨーロッパでも同じです。こういういい加減な、極めて直接税的な間接税が出来上がったわけです。預かり金という定義が法律上ない。だから、預かってないものを払うなんてことはできない。「益税」が発生する余地がないということがはっきりしているわけです。

間接税のフリをして 国際貿易協定をすり抜ける

では、フランスはなぜ間接税にしなければならなかったのでしょうか。ここにこのインボイス制度の秘密があります。昔のGATT（関税および貿易に関する一般協定）、今のWTO（世界貿易機関）では、輸出企業が海外に輸出した時、法人税などの直接税だと還付することは禁じています。なぜかといえば、輸出補助金になるからです。政府は直接的に輸出補助金を出してもいけません。直接税を負けてやってもいけない。全部禁じているのです。でも、法人税には輸出特例みたいなものは、日本にも、世界にもありません。だから、もし付加価値税が直接税だとしたら、輸出の還付金はもらえないということになりますが、どうしてもフランスは輸出の還付金を輸出企業に与えたかったのです。なぜなら、1950年頃、フランスはそのGATT協定に触れるような、輸出企業への政府の補助金を与えており、これがないと大変だ、となった。フランスはその当時、ドイツやアメリカやその他の国に対して輸出がすごく弱かったのです。そこで輸出補助金のために考え出したのが仕入税額控除方式というのを採用して、そこに入っている税金を還付するということに気がついたわけです。本来直接税である付加価値税を間接税だから返していい、間接税である証拠は、インボイスに税額が書いてある、これは下請に自分が払ったものだから返してくれ、とこういうわけです。

これはとんでもない間違いです。例えば、下請が税務署に払ったお金とトヨタが下請けに払ったお金はまったく無関係です。それはもうすぐわかりますね。下請も仕入税額控除したものを払うわけですから、下請がもし大きな工場でも建てたら、還付金を受けるわけです。その年は納税が0円なのです。それなのに、トヨタは、その下請けに払った後、請求書に書いてある金額をそのまま税務署から返してもらっている。他人が税務署に納めたものを、自分が還付を受けるというのは、「言わば横領」じゃないでしょうか。こんなでたらめな還付をしてはいけないと思います。それを支えているのが、実は、インボイス制度なのです。

表1

「…消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」

（東京地裁平成2年3月26日判決より）

「…トヨタ が 下請業者 に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、下請業者 が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、トヨタ との関係で負うものではない」

（東京地裁平成2年3月26日判決より　アレンジ）

6月14日、国会前のインボイス一揆が行なわれた

輸出還付金騙し取り トヨタは年間6千億円も

トヨタは、下請けに払うのは消費税だと盛んに言っておりますが、そうではないという証拠をお見せします。東京地裁平成2年3月26日判決、有名な判決です。これは、消費者が事業者に対して支払う消費税分というのは、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者と

オンラインで支部会場をつなぐ

の関係で負うものではない。つまり、お店で消費者から預かったものは物価の一部なのだから事業者はそれを税金として税務署に納める関係にはないんだよということです。消費税が導入されてすぐ出た判決ですが、こういうことがはっきりしているのです。これをトヨタと下請け業者の関係に置き替えてみるとよくわかります（表1）。つまり、トヨタはズルをして還付してもらっているのです。

輸出還付金のことをお話ししておきます。去年の決算が終わった後、私が仮に計算をしたものであります（表2）。第1位は、毎年トヨタ自動車です。輸出ですごい売り上げがあって、その割合がものすごく高い。還付金は、1年間で6千億ちょっとでした。所轄税務所は愛知の豊田税務署です。第2位ホンダ、還付金は1795億円、日産が第3位です。これらの企業というのは、申告をすると1年間にトヨタなら6千億円、税務署から振り込まれてきます。これは私の推計計算で、トヨタも国税局も税務署も一切発表しません。やっぱり後ろめたいところもあるのでしょう。そこで私がこういう試算をしたわけですが、そんなのは間違いだ、こんなに還付はもらってないというクレームの電話は1件も来ません。

全体として、消費税として徴収した金額の約25％が還付金になっています。政府の予算の消費税収は20数兆円ですが、そこに還付する分は入ってないのです。なぜかというと、元々返すものだから別扱いにしているということです。だから、皆さんが確定申告の時に納めたあの消費税、あのうち4分の1はこれらの大企業に還付されて国の予算に入っていないということです。ひどいじゃないですか。ものすごい輸出補助金です。

呆れるほどに「めちゃくちゃ」

そして、インボイスがないと還付金の額が正確に計算できない。トヨタに売上千万以下の免税事業者の方が品物を納めることは多分ないでしょうが、免税事業者がいては還付金の計算が不正確になる。日本もやがてヨーロッパのような20％の税率になると、還付金がある以上は免税事業者がいては困るというのが、本音です。インボイス制度をなぜ入れるかといえば、輸出還付金の正確性を担保するためなのです。

要するに消費税は間接税だと嘘をついているのです。我々専門家から言わせれば、もう呆れて言葉もありません。「原材料メーカー、卸、小売と次々と転嫁し、最終的に消費者が負担する間接税」であると税務署の解説に書いてありますが、これは誤りです。消費者は物価として負担するだけであって、税金として負担したことは、判決にあるように、1度もないのです。そういう錯覚を与えることによって消費者と事業者を対立させ、本来直接税である消費税を間接税であると無理やり言うことによって、輸出還付金を騙し取っているということであります。消費税はこういうめちゃくちゃな仕組みなのです。

表2 輸出大企業に対する還付金額上位20社の推算

標準税率10%　2021年度分　（単位：億円）

企業名	事業年度	売上高	還付金額
トヨタ自動車	2021年4月～2022年3月	12兆6,078	6,003
本田技研工業	同　上	3兆4,542	1,795
日産自動車	同　上	2兆4,093	1,518
マツダ	同　上	2兆3,393	1,042
デンソー	同　上	3兆0,909	918
村田製作所	同　上	1兆2,334	853
三菱自動車	同　上	1兆6,147	850
キヤノン	2021年1月～2021年12月	1兆5,087	559
豊田通商	2021年4月～2022年3月	1兆5,140	551
SUBARU	同　上	1兆4,999	537
クボタ	同　上	1兆0,750	431
日本製鉄	2021年4月～2022年3月	4兆3,659	384
スズキ	同　上	1兆6,907	321
日立製作所	同　上	1兆6,234	286
今治造船	2020年4月～2021年3月	3,712	236
ファナック	2021年4月～2022年3月	5,782	226
シャープ	同　上	5,630	173
ニコン	同　上	3,486	170
任天堂	同　上	1兆4,378	144
資生堂	2021年1月～2021年12月	2,750	77
合　計			1兆7,074

※この表は各社の最新の決算書などにより湖東京至が推計計算したもの。還付金額は国税消費税と地方消費税を合わせたもの。

「社会保障財源」はウソ 米では「悪税」として導入せず

インボイスが零細事業者を困らせるのは消費税があるからです。消費税がなくなればインボイスもなくなります。

「社会保障のためなら消費税増税は我慢できる」、「消費税は社会保障の財源に使われているのだから、消費税を減税したら社会保障が貧弱になる」と主張する人がいます。確かに消費税法第1条第2項に「消費税は社会保障財源に使う」と規定されていますが、これは間違った規定であり、消費税はすべての歳出に使われる一般財源です。よって増税分は全部が社会保障に使われるわけではなく、軍拡財源にも使われるのです。社会保障財源論は破綻しています。

消費税は弱肉強食税で、取引上強者は転嫁できるが取引上弱者は転嫁できず、赤字でも納税しなければならない「廃業促進税」というべきものです。また、消費税は人件費に課税する税金です。人的経費が相対的に大きい中小事業者の負担が大きくなる逆進性の強い悪税で、消費税は給料に課税されるため、大企業は正社員の数を減らし仕入税額控除のできる派遣や社内外注に切り替えてきました。加えて日本は労働運動が弱いため給料が減り続け、給料が上がらないのに物価は確実に上がり、消費者・国民の懐を痛めつけ、景気が後退し、不毛の30年間を作り出した大悪税なのです。

この悪税ぶりに諸外国では反旗が翻されています。消費税は減びゆく税制です。アメリカには消費税タイプの税金はありません。偶然ではなく、歴代内閣が導入を検討しても、検討の結果「悪税」であるとして導入しなかったのです。

応能負担で51兆円の増収

カナダは1991年、7％で導入しましたが2006年に6％、2008年に5％に引き下げています。マレーシアでは2015年に6％で導入後、2018年5月に選挙で廃止を掲げた野党連合が勝利し、同年6月1日廃止となりました。本家ヨーロッパもEU委員会が付加価値税の抜本的見直しに着手し、とくに輸出還付金の不正還付金が2013年に1700億ユーロ（約23兆円）に上ったことから、輸出販売にゼロ税率を適用しない仕組みが提案されています。消費税の輸出還付金は税率が上がれば上がるほど還付金は増えます。一方は常に納税、一方は常に還付という最大の不公平税制です。

消費税を廃止しても代わりの財源はあります。「不公平な税制をただす会」が財源を試算しました。租税特別措置や不公平税制をなくし、「応能負担原則」にもとづく税制にすれば51兆7689億円も増収可能です。インボイス廃止で広がった運動を消費税廃止運動につなげていくことが重要です。

表3 応能負担原則による財源試算　2023年分

不公平な税制をただす会・財源試算研究会

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	12兆9,124億円	2021年分申告所得税の課税所得（200万円以下）から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	11兆2,054億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率30%を2021年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税（累積所得）	1兆4,045億円	2020年中に開始した相続税の課税価格5億円超～100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	24兆4,251億円	2019年度の法人税について、5段階（5%、15%、25%、35%、45%）の超過累進税率を適用した。
住民税	1兆8,215億円	2020年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計	51兆7,689億円	

詰将棋の解答

▲3一角△2一玉▲3二馬△同玉▲2三銀成△同玉▲2二金△1三玉▲3二金△2三玉▲2二角成まで11手詰。